

## 社会医療法人抱生会（第5回）行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年 8 月 1 日～令和 3 年 3 月31日までの 2年8ヶ月間

2. 内容

目標1：男性職員の育児休業取得促進に努め、1名以上の取得実現。

<対策>

- 令和2年7月16日～ パパママ育休プラス制度の職員への周知。

目標2：年次有給休暇の取得率50%以上を目標とする。

<対策>

- 令和2年7月17日～ 計画的有給休暇の取得に向けての制度づくり。
- 令和2年7月17日～ 部門毎の各年、各月の取得率を周知し、部門での取得率アップに努める。
- 令和2年7月17日～ 低取得率職員の取得率アップに努める。